

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
小野新建設株式会社	岩手県下閉伊郡岩泉町門字名目入17

2 指名停止措置期間：平成28年11月17日（木）～平成29年1月25日（水）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

小野新建設株式会社は、東北地方整備局三陸国道事務所発注の工事において建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と政令で定める軽微な建設工事の範囲（500万円）を超えて下請契約を締結した。

このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、平成28年9月7日に建設業許可部局である岩手県知事から10日間の営業停止処分を受けた。

あわせて、同法第19条第1項に定める事項を記載した請負契約書を当事者相互に交付せずに下請契約を締結した。このことが同法第28条第1項に該当するとして同日に指示処分を受けた。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2第12号に該当する。

従って、本件については、10週間の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表第2第12号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 12. 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内